

【環境指導課】

(環境・食品衛生班)

1 廃棄物関係

管内には公共の一般廃棄物の処理施設として、し尿処理施設1施設、ごみ焼却施設1施設、粗大ごみ処理施設1施設が設置されているほか、不燃ごみ等の埋立処理のため、最終処分場6施設が確保されている。

これらの一般廃棄物処理施設のほか、がれき類の破碎施設等の産業廃棄物処理施設等については、計画的な立入検査を実施しており、最終処分場の放流水質の監視に加えて、施設の構造設備基準や維持管理基準の遵守状況等について監視指導を行った。

(1) 一般廃棄物

① し尿処理施設

(令和2年3月31日現在)

事業主体	設置場所	着工・竣工年月日	処理方式	処理能力
能代山本広域市町村圏組合	能代市河戸川字 西山下1番地内	H8.7.3 H11.3.24	高負荷脱窒素	120 ^キ リットル/日

② ごみ処理施設

(令和2年3月31日現在)

区 分	事業主体	設置場所	着工・竣工年月日	処理方式	処理能力
焼却施設	能代山本広域市町村圏組合	三種町鶴川字 上笠岡70-1	H5.5.24 H7.3.31	連続炉	144t/日 (72t/日×2炉) H14変更96t→144t
粗大ごみ 処理施設	能代山本広域市町村圏組合	八峰町沼田字 横長根1-5	S60.8.2 S61.4.1	衝撃せん断破碎 せん断破碎	25t/5h 5t/5h

③ ごみ埋立地

(令和2年3月31日現在)

区分	事業主体	設置場所	埋立開始 年月	埋立地面積	全体容量	残余容量	
一般廃棄物の 最終処分場	能 代 市	能代市朴瀬字日影	S52.12	40,404m ²	271,000m ³	12m ³	※2
		〃	H6.4	14,320m ²	123,170m ³	14,164m ³	
		能代市二ツ井町種字大沢	S48.4	12,211m ²	169,407m ³	3730m ³	※1
	藤 里 町	藤里町粕毛字下モ岱	S53.11	16,700m ²	50,100m ³	10,643m ³	
		藤里町矢坂	S46.4	5,721m ²	28,605m ³	1,970m ³	※2
	三 種 町	三種町鹿渡字大沢	S50.4	6,995m ²	48,000m ³	4,946m ³	
		三種町森岳字 清吉根子屋沢	S45.6	39,174m ²	91,675m ³	42,975m ³	
		三種町志戸橋字熊沢	S49.4	3,178m ²	4,050m ³	0m ³	※1
		三種町増沢	S58.5	8,559m ²	45,350m ³	34,255m ³	
		三種町舞台沢	S46.4	6,700m ²	11,000m ³	76m ³	
		能代市浅内	S58.6	3,300m ²	6,600m ³	387m ³	※2

※1 埋立終了届出施設

※2 受入停止施設

④ し尿浄化槽

ア 設置数

(令和2年3月31日現在)

年度	人数別 市町	5 ～ 20	21 ～ 100	101 ～ 300	301 ～ 500	501 ～	計	監視施設数		
								～500	501～	計
27年度	三種町	718	45	7	2	5	777	6	8	14
28年度		724	45	7	2	5	783	4	11	15
29年度		737	45	7	2	5	796	6	8	14
30年度		751	45	7	2	5	810	5	7	12
元年度		757	45	7	2	5	816	6	7	13

イ 構造別浄化槽基数

(令和2年3月31日現在)

市町	区分	全浄化槽基数		
			うち、合併処理基数	うち、単独処理基数
三 種 町		816	622	194

※ 能代市分(H17年度)、藤里町分(H17年度)、八峰町分(H22年度)は権限委譲済み。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物処理施設の種類

(令和2年3月31日現在)

区 分	処理施設	事業者	計
管 理 型 処 分 場		2	2
木 く ず 破 碎 施 設	2		2
が れ き 類 破 碎 施 設	7		7
廃プラスチック類破砕施設	2		2
計	11	2	13

産業廃棄物処理業者

(令和2年3月31日現在)

区 分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		計
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
事業者数	137	16	11		164

※ 重複する事業者あり

(3) 監視指導状況

(令和2年3月31日現在)

施設種類別						施設数等	監視件数	指導件数	
								口頭	文書
一般廃棄物	処理施設	公共設置	最終処分場	稼働中		6	6	7	
				上記以外		5	3	5	
			ごみ焼却施設		1	1			
			し尿処理施設		1	1	2		
			その他のごみ処理施設		1	2			
			公共以外の一般廃棄物処理施設		6	11	3		
	その他		廃棄物再生事業者登録業者		4	4	1	1	
一般廃棄物排出事業者				8	3				
産業廃棄物	特別管理産業廃棄物排出事業所		①感染性廃棄物排出事業所	病院	6	6	3		
				上記以外	105	2	1		
			②特定有害産廃排出事業所		24	6			
			③PCB機器等保管事業所		32	30	48		
			④その他特管産廃排出事業所		53	7			
	産業廃棄物排出事業所				4,101	44	30	6	
	処理施設	処分業者	県外産廃受入施設	許可対象	中間処理				
					最終処分				
				許可対象外	中間処理				
					最終処分	11	24	22	8
			その他の施設	許可対象	中間処理				
					最終処分				
				許可対象外	中間処理	9	11	2	
					事業者及び公共	許可対象	中間処理		
	最終処分	2	1						
	許可対象外	中間処理	1	2		2	2		
産業廃棄物収集運搬業者		積替・保管施設		9		12	14		
	上記以外		139	8	6	3			
浄化槽	浄化槽				816	13			
	浄化槽保守点検業者				6	3	1		
不法投棄監視（環境監視員分を除く）							18	1	1
自動車リサイクル法	引取業者				28	4	1		
	フロン類回収業者				11	4	1		
	解体業者				4	2			
	破砕業者				1	1			
計						5,518	243	154	21

2 水道及び特定建築物関係

管内には、上水道、簡易水道、専用水道及び小規模水道を合わせて43の水道施設が設置されている。

水道法に基づく水道(上水道、簡易水道)及び県条例に基づく小規模水道を合わせた水道普及率は、91.1%であり、全県の92.1%と比較し、1.0ポイント下回っている。

(1) 水道施設数及び普及状況 (平成31年3月31日現在)

区分 市町		行政区域 内人口	上水道		簡易水道		専用水道		小規模水道		合 計		普及率 (%)
			施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	
能 代 市		51,210	1	41,599	9	5,434			21	992	31	48,025	93.8
藤 里 町		3,053			1	2,901	1	0			2	2,901	95.0
三 種 町		15,732	1	12,208			2	73			3	12,281	78.1
八 峰 町		6,709			3	6,671					3	6,671	99.4
管 内 計		76,704	2	53,807	13	15,006	3	73	21	992	39	69,878	91.1 (92.1)
過 年 度	29年度末	78,414	2	54,784	13	15,504	3	64	21	1,010	39	71,362	91.0 (91.8)
	28年度末	80,063	2	55,201	17	16,135	3	64	21	1,038	43	72,438	90.5 (91.6)
	27年度末	81,651	2	47,953	24	25,016	3	64	20	1,000	43	74,033	90.7 (91.4)
	26年度末	83,079	2	47,754	25	25,604	3	64	23	1,072	53	74,494	89.7 (91.4)

※ ()内の数字は秋田県の普及率を示す。

(2) 監視指導状況 (令和2年3月31日現在)

水道施設	施設数	監視件数
上 水 道	2	0
簡 易 水 道	13	9
専 用 水 道	1	1
小規模水道	21	26
計	37	36

※1 専用水道:能代市分(H17.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

※2 小規模水道:八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

※3 簡易専用水道:能代市分(H17.4)、藤里町分(H18.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

(3) 特定建築物

建築物内の環境衛生上の適正な維持管理の確保を目的とした「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「建築物衛生法」)では、店舗、事務所等の建築物で床面積の合計が3,000㎡以上のものの等を特定建築物として定めている。

管内の特定建築物に関する届出や立入検査の事務は、能代市(平成17年4月1日)、八峰町(平成23年4月1日)、三種町(平成26年10月1日)に権限委譲しており、権限移譲していない藤里町には、該当する建築物はない。

建築物衛生法では、建築物の衛生上の維持管理を行う事業者が一定の基準を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができる制度が設けられており、当保健所ではその登録事務を行っている。

建築物管理業登録状況

(令和2年3月31日現在)

業 種	登録業者数
清 掃 業	3
空 気 環 境 測 定 業	
飲 料 水 水 質 検 査 業	
飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	4
ね ず み ・ こ ん 虫 防 除 業	1
排 水 管 清 掃 業	1
環 境 衛 生 総 合 管 理 業	2
	11

3 公害関係

管内における公害関係の法令対象施設数は、大気汚染防止法が235施設、水質汚濁防止法が290施設、湖沼法が5施設、ダイオキシン類対策特別措置法が5施設及び県公害防止条例が322施設（大気163施設、水質159施設）である。

当部では、毎年度、これらの施設等への立入検査を計画的に実施し、排出基準の適合状況や施設の維持管理等に関する監視指導を行っている。

(1) 届出状況

① 大気汚染防止法関係

ばい煙発生施設 (令和2年3月31日現在)

施設 \ 市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1 ボイラー	110 (65)	6 (6)	19 (6)	8 (6)	143 (83)
5 金属溶解炉	1				1
6 金属の鑄造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	7				7
11 乾燥炉	6		1		7
13 廃棄物焼却炉	1		2		3
29 ガスタービン	6				6
30 ディーゼル機関	15	2	1		18
計	146	8	23	8	185

※ ()内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数で内数。

粉じん発生施設 (令和2年3月31日現在)

施設 \ 市町	能代市
1 コークス炉	
2 鉱物(コークスを含む。以下同じ)又は土石の堆積場	15
3 ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	35
4 破砕機及び摩砕機(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。)	
5 ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。)	
計	50

※ 八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)は権限移譲済み。

② 水質汚濁防止法関係

特定事業場数

(令和2年3月31日現在)

施設の種類	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1の2 畜産農業		12	1	12	1	26
2 畜産食料品製造業		4	1 (1)	3 (2)		8
3 水産食料品製造業				1	1	2
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		6	1	6		13
5 みそ・しょう油製造業		3 (2)		2	1	6
8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業		3 (3)				3
9 米菓子製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機		1 (1)		2		3
10 飲料製造業		2 (1)	2 (1)		1	5
16 麺類製造業の用に供する湯煮施設		6 (4)		1		7
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		1		1	1	3
19 繊維製品加工業		2				2
21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		8 (1)				8
23 パルプ・紙又は紙加工品の製造業		2				2
23の2 新聞業・出版業・印刷業又は製版業		4 (4)				4
27 無機化学工業製品製造業		2				2
33 合成樹脂製造業		1 (1)				1
47 医薬品製造業		1 (1)				1
54 セメント製品製造業		2		3		5
55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント		3			2	5
59 砕石業		3				3
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設		3			1	4
63 金属製品製造業又は機械器具製造業		2				2
63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設		1				1
64の2 水道施設(1万 m ³ /日以上)		1				1

② 水質汚濁防止法関係

特定事業場数

(令和2年3月31日現在)

施設の種類	市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
66 電気めっき業		1				1
66の3 旅館業		43 (18)	13 (9)	16 (12)	19 (7)	91
67 洗濯業の用に供する洗浄施設		29 (16)	1	3 (2)	1 (1)	34
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		1 (1)			1	2
68の2 病院(病床数300以上)		1 (1)				1
69の3 地方卸売市場		1 (1)				1
71 自動式車両洗浄施設		19	1	4	2	26
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設				1		1
72 し尿処理施設(500人槽以下除く)		5 (1)	1	3	3	12
73 下水道終末処理施設		1	1		2	4
計		174	22	58	36	290

※1 2以上の特定施設を有する事業場については、番号の小さい施設に計上。

※2 ()内の数字は、分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

③ 湖沼水質保全特別措置法関係

みなし指定地域特定施設数

(令和2年3月31日現在)

施設の種類	市町	能代市	三種町	管内計
1 病院			1	1
2 し尿浄化槽(201人槽以上、500人槽以下)		1	3	4
計		1	4	5

④ 秋田県公害防止条例関係

指定施設数

(令和2年3月31日現在)

市町			能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
施設の種類の等							
大気 関係	指定ばい煙発生施設※ ¹	ボイラー	116 [65]	11 [6]	19 [6]	11 [6]	157 [83]
	指定粉じん発生施設※ ²	鉱物又は鉱物の残渣の 堆積場	4				4
		チップ製造施設又は製 材施設であって原動機 の定格出力50KW以上 のもの	2				2
	計※ ³		122	11	19	11	163
水質 関係	指定污水排出施設※ ⁴	畜産農業	2		5		7
		自動車整備業	84	5	20	7	116
		ガソリンスタンド	16	3	9	4	32
		病院の検査又は分析の 用に供する施設	3 (3)		1 (1)		4
	計		105	8	35	11	159

※1 []内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数で内数。

※2 権限移譲した八峰町(平成23年4月1日)、三種町(平成26年10月1日)、藤里町(平成27年4月1日)の施設数は計上していない。

※3 大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数は計に含めていない。

※4 ()内の数字は分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

⑤ ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設数

(令和2年3月31日現在)

市町			能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
施設の種類の等							
大気基準適用施設(廃棄物焼却炉)			※ ₁		2	※ ₁	4
水質基準適用施設(廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設)					1		1
計			1		3	1	5

※ 休止中

(2) 立入検査状況

① 公害関係工場・事業場

(令和2年3月31日現在)

対象施設 区分		大気汚染防止法 対象		水質汚濁防 止法対象	湖沼法 対象	秋田県公害防止条例対象			ダイオキシン類 特措法対象		その他
		ばい 煙 発 生 施 設 (※1)	粉 じ ん 発 生 施 設 (※2)	特 定 施 設	み な し 特 定 施 設	指 定 ば い 煙 発 生 施 設 (※1)	指 定 粉 じ ん 発 生 施 設 (※2)	指 定 汚 水 排 出 施 設	大 気 基 準 適 用 施 設	水 質 基 準 適 用 施 設	協 定 施 設
工場・事業場数		102(49)	6	290	5	94(49)	4	159	4	1	1
施設数		185(83)	50	—	5	157(83)	6	—	4	1	—
監視件数 (※3)	現地確認	26(11)	6	22		19(11)		6	3		1
	分析検査	1		38	6						1
指示件数	口 頭	4(4)		17		8(4)		1			
	文 書			6							

※1 ()内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる工場・事業場数及び施設数で内数。

※2 権限移譲済みである八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)の工場・事業所数及び施設数は計上していない。

※3 施設数

② フロン排出抑制法関係事業者

(令和2年3月31日現在)

項目	件数
第一種フロン類充填回収業者	11
立入検査	1

(3) 海水浴場の水質検査状況

管内における主な海水浴場で開設前に行った水質検査結果は下表のとおりである。

海水浴場水質検査結果

区分 海水浴場	令和元年度						30年度	29年度	28年度	27年度
	時期	透明度 (m)	COD (mg/L)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の 有無	判定区分	判定			
岩 館 (八峰町)	4月	全透	1.6	2未満	無	水質AA	AA	A	AA	AA
滝ノ間 (八峰町)	4月	全透	1.1	2未満	無	水質AA	AA	AA	A	AA
釜谷浜 (三種町)	4月	全透	1.4	2未満	無	水質AA	AA	AA	AA	AA

※ 判定基準

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD
適	水質AA	2個/100mL未満	油膜が認められない	2mg/L以下
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下
不適		1,000個/100mLを 超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超

(摘要) 水質AA…水質が特に良好な水浴場

水質 A…水質が良好な水浴場

水質 B…水質が適当な水浴場

水質 C…水質が適当な水浴場

(4) 大気汚染常時監視

県内の大気汚染の状況を把握するため、能代市内の2カ所に二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の自動測定機を設置し、テレメーターシステムによる常時監視を実施している。

大気測定局設置状況

(令和2年3月31日現在)

設置 主体	測定項目 測定場所	二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊粒子状 物質(SPM)	微小粒子状 物質(PM _{2.5})	窒素酸化物 (NO _x)	オキシダント (O _x)
秋田県	能代西 (能代工業高校)	○	○	○	○	○
	檜 山 (旧檜山中学校)	○	○	—	○	—

(5) 公害苦情処理関係

保健所が受付した公害苦情件数は次のとおりである。

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
大 気		1				6
水 質		6		1		1
騒 音		1		1	3	
振 動						
悪 臭		2	1	2	2	
地 盤 沈 下						
土 壌 汚 染						
そ の 他 (不法投棄等)		6				1
計		16	1	4	5	8

4 温泉関係

管内には21の源泉があり、各温泉地で利用されている。

源泉一覧 (令和2年3月31日現在)

区分 市町温泉地名		源泉 総数 (A+B)	利用 源泉数 (A)		未利用 源泉数 (B)		温度別源泉数					ゆう出量 リットル/分		主たる泉質名
			自 噴	動 力	自 噴	動 力	25 ℃ 未 満	25 ℃ 以 上	42 ℃ 未 満	42 ℃ 以 上	及 び 水 蒸 気 ガ ス	自 噴	動 力	
能代市	能代 (落合)	2		1	1			1	1			48	194	アルカリ性単純温泉
	船沢	1		1					1				200	ナトリウム－塩化物強塩泉
	切石※	1				1								ナトリウム－塩化物泉
	梅内	1	1				1					50		ナトリウム－塩化物・炭酸水素 冷鉱泉
	湯ノ沢	1			1		1					7		ナトリウム－塩化物冷鉱泉
	駒形	1			1			1				86		ナトリウム－塩化物強塩泉
藤里町	湯の沢	2	2					1	1			130		ナトリウム－塩化物泉
	滝の沢	1		1				1					260	ナトリウム－塩化物・硫酸塩泉
三種町	森岳	5		2		3				5			1,182	ナトリウム・カルシウム－塩化物 強塩泉
	八竜砂丘	1		1					1				187	ナトリウム－塩化物強塩泉
八峰町	潮浜	1	1				1					180		冷鉱泉
	八森	3		2	1			1	2			600	772	ナトリウム－塩化物・硫酸塩泉
	峰水湖	1		1			1						18	含硫黄－ナトリウム－塩化物・ 硫酸塩冷鉱泉(硫化水素型)
管内計		21	4	9	4	4	4	5	11			1,101	2,813	

※ 温度、ゆう出量とも不明。

5 食品衛生業務

管内には、食品関係営業施設3,697件(要許可施設 1,699件、不要許可施設1,998)があり、これらの施設の衛生状態や食品取扱い等について監視指導を行っている。

また、営業の許可事務、食中毒事件の調査や有害食品、表示違反等を排除するために必要な検査を随時行うとともに食品衛生講習会を開催し、食品による事故等の防止に努め、食品の安全確保を図っている。

(1) 営業施設数(許可を要する営業)

(令和2年3月31日現在)

業種		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等		406	17	45	21	489
	仕出し屋・弁当屋		75	13	28	17	133
	旅館		15	3	4	3	25
	自動販売機		2				2
	移動販売車		3		1		4
	露天営業		45	5	2	9	61
	臨時営業						
	農家民宿			6	1	2	9
	その他		84	2	10	4	100
	小計		630	46	91	56	823
喫茶店 営業	一般		14		4	3	21
	自動販売機		53	2	13	3	71
	移動販売車		1	1	1		3
	露天営業		13	2		1	16
	臨時営業						
	小計		81	5	18	7	111
菓子 製造業	一般		53	8	21	9	91
	移動販売車		2		2		4
	露天営業		3				3
	小計		58	8	23	9	98
乳処理業							
乳製品製造業							
集乳業							
魚介類 販売業	一般		65	3	24	30	122
	移動販売車		11	1	3	5	20
	小計		76	4	27	35	142
魚介類競り売り営業			3			2	5
魚肉練り製品製造業						2	2
食品の冷凍又は冷蔵業			2	3	1	2	8
缶詰又は瓶詰食品製造業			3	1	8		12
あん類製造業			2				2

業種 \ 市町		能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
アイスクリーム類製造業		5	1		1	7
乳類 販売業	一般	91	4	35	18	148
	自動販売機	13		5	1	19
	移動販売車	2		2		4
	小計	106	4	42	19	171
食肉処理業		8	1	6		15
食肉 販売業	一般	93	10	42	21	166
	自動販売機					
	移動販売車	8	2	2	1	13
	小計	101	12	44	22	179
食肉製品製造業			1	1		2
乳酸菌飲料製造業						
食用油脂製造業						
みそ製造業		6	1	3	1	11
しょうゆ製造業		2				2
ソース類製造業				1		1
酒類製造業		2		1	1	4
豆腐製造業		1			1	2
納豆製造業		1				1
めん類製造業		11	1	4	7	23
そうざい製造業		23	8	17	22	70
添加物（規格あり）製造業						
清涼飲料水製造業		1	2			3
氷雪 製造業	一般	2			2	4
	自動販売機	1				1
	小計	3			2	5
氷雪販売業						
合 計		1,125	98	287	189	1,699
平成 30 年 度		1,160	102	301	198	1,761
平成 29 年 度		1,181	101	300	218	1,800
平成 28 年 度		1,203	97	307	218	1,825

(2) 営業許可及び監視指導状況

(令和2年3月31日現在)

業種		申請受理件数		許可件数		廃業 件数	監視 指導 件数	措置件数					
		新規	継続	新規	継続			不許可	営業 停止	改善 命令等	始末書 説諭	指示書	告発
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	33	81	33	81	56	157				1		
	仕出し屋・弁当屋	9	18	9	18	10	103						
	旅館		3		3		3						
	移動販売車	1		1			2						
	自動販売機	1		1			2						
	露天営業	10	12	10	12	1	75				1		
	臨時営業	239		239		239	61						
	農家民宿					1							
	その他	4	20	4	20	12	66						
	小計	297	134	297	134	319	469				2		
菓子(パンを含む)製造業	一般	2	9	2	9	9	50				2	2	
	移動販売車	1		1			1						
	露天営業		3		3		3						
	臨時営業	7		7		7	1						
	小計	10	12	10	12	16	55				2	2	
乳処理業													
特別牛乳さく乳処理業													
乳製品製造業													
集乳業													
魚介類 販売業	一般	11	10	11	10	18	100						
	移動販売車	1	4	1	4	1	3						
	小計	12	14	12	14	19	103						
魚介類競り売り営業							3						
魚肉練り製品製造業							2						
食品の冷凍又は冷蔵業			1		1		4						
缶詰又は瓶詰食品製造業							4						
喫茶店 営業	一般	1	3	1	3	2	24						
	移動販売車												
	自動販売機	3	7	3	7	8	62						
	露天営業	3	5	3	5		23						
	臨時営業	36		36		36	12						
	小計	43	15	43	15	46	121						
あん類製造業			2		2		4						
アイスクリーム類製造業		1	2	1	2	2	1						

業種		申請受理件数		許可件数		廃業 件数	監視 指導 件数	措置件数					
		新規	継続	新規	継続			不許可	営業 停止	改善 命令等	始末書 説諭	指示書	告発
乳類 販売業	一 般	13	10	13	10	17	87						
	移 動 販 売 車	1		1									
	自 動 販 売 機		1		1	12	6						
	小 計	14	11	14	11	29	93						
食 肉 処 理 業		2	2	2	2	3	11						
食肉 販売業	一 般	13	15	13	15	19	103						
	移 動 販 売 車	1	2	1	2	1	1						
	自 動 販 売 機												
	小 計	14	17	14	17	20	104						
食 肉 製 品 製 造 業							1						
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業													
食 用 油 脂 製 造 業													
マーガリン・ショートニング製造業													
み そ 製 造 業			1		1	1	1						
醬 油 製 造 業			1		1		1						
ソ ー ス 類 製 造 業							1						
酒 類 製 造 業		1		1		1							
豆 腐 製 造 業			1		1		1						
納 豆 製 造 業							2						
め ん 類 製 造 業		1	2	1	2	2	7						
そ う ざ い 製 造 業		5	7	5	7	4	42						
添加物（規格あり）製造業													
食 品 の 放 射 線 照 射 業													
清 涼 飲 料 水 製 造 業			1		1		2						
氷雪 製造業	一 般		1		1		2						
	自 動 販 売 機												
	小 計		1		1		2						
氷 雪 販 売 業													
合 計		400	224	400	224	462	1,034				4	2	
平 成 30 年 度		419	228	419	228	458	1,050				7	3	
平 成 29 年 度		525	222	525	222	549	1,316				5	5	
平 成 28 年 度		502	194	502	194	536	754				7	2	

(3) 営業施設数(許可を要しない営業)及び監視指導状況

(令和2年3月31日現在)

業種		施設数	監視指導 件数	措置件数					
				営業禁止	営業停止	回収命令	始末書 説明	指示書	告発
給食施設	学 校	7	5						
	病 院・診 療 所	13	4						
	事 業 所	2							
	そ の 他	55							
	小 計	77	9						
乳 さ く 取 業									
食 品 製 造 業		154	9						
野 菜 果 物 販 売 業		263	87						
そ う ざ い 販 売 業		281	88						
菓子(パンを含む)販売業		542	87						
食品販売業(上記以外)		482	82						
添 加 物 の 販 売 業		104	53						
器具・容器包装・おもちゃの 製 造 業 又 は 販 売 業		95	51						
合 計		1,998	466						
平 成 30 年 度		2,095	619						
平 成 29 年 度		2,198	1,144						
平 成 28 年 度		2,318	508				2		

(4) 収去検査の実施状況及び措置状況

(令和2年3月31日現在)

区分 検体種類		収去 検体数	不良・ 不適 検体数	不良・不適理由			措置状況		
				規格 基準	指導 基準	その他	廃棄 命令	回収 命令	その他
魚 介 類		4							
冷凍 食品	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	1							
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品								
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品								
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類								
魚 介 類 加 工 品		5							
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		4							
牛 乳									
乳 製 品									
乳類加工品(アイスクリームを除きマーガリンを含む)									
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓									
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		7							
野菜類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		9							
菓 子 類		4	2		2				2
清 涼 飲 料 水									
酒 精 飲 料									
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品									
そ の 他 の 食 品		9							
器 具 及 び 容 器 包 装									
計		43	2		2				2
平 成 30 年 度		54	3		3				3
平 成 29 年 度		51	3		3				3
平 成 28 年 度		54	3		3	2			5

(5) 違反食品等発見届出件数及び措置状況

(令和2年3月31日現在)

食品等 区分		食 品																		食品添加物	器具・ 器包装 おもちゃ及び 容	計	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	
		菓子類	乳及び乳製品	食肉	食肉製品	鯨肉製品	品魚介類及びその加工	冷凍食品	清涼飲料水	豆腐及びその加工品	めん類	そうざい類	弁当類	調理パン	品野菜・果実その加工	調味料	漬物	もち	その他の食品							
食品衛生 監視員に よる発見	検 査 件 数	2,935	978	1,794	770	5	3,193	2,070	2,616	518	916	2,095	1,117	685	5,440	1,925	723	128	1,450	275	525	30,158	32,294	47,075	13,965	
	県 内 産																									
	県 外 産																									
	小 計																									
県内消費 者からの 届出	県 内 産																							2	2	
	県 外 産																									
	小 計																							2	2	
県外から の届出	県 内 産																									
	小 計																									
合計	県 内 産																							2	2	
	県 外 産		3				1															4				
	小 計		3				1															4		2	2	
違反理由	第 6 条						1															1		1	2	
	第 10 条																									
	第 11 条	成 分 規 格																								
		製 造 基 準																								
		保 存 基 準		3																			3			
		添加物使用基準																								
	そ の 他																									
	第 19 条																									
	第 20 条																									
	そ の 他																							1		
行政処分 内容	製品の廃棄命令件数																									
	その他必要な措置件数																									
行政処分 以外	告 発 件 数																									
	始末書等徴収口頭説明件数						1															1		2	2	
	その他の措置件数		3																			3				

※ 収去検査・特殊検査・食中毒等の原因究明検査を除く

(6) 食中毒の発生状況(15年間)

① 事件数 7件 ② 患者数 206名 ③ 死者数 0名

(令和2年3月31日現在)

年度別	発生月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂取場所	調理場所	潜伏時間	主症状	摘 要
H17	3月16日	二ツ井町	不明	29	0	飲料水(地下水)	ノロウイルス	小規模水道	家庭	不明	最短 12:00 最長 46:00	下痢、嘔吐、発熱、腹痛	小規模水道の衛生管理不良によるノロウイルスの汚染
H18	発 生 な し												
H19	6月9日	八峰町	240	72	0	ロブヘッド黄味焼き(推定)	サルモネラ・エンテリティディス	飲食店(仕出し)	寺院、家庭など	飲食店(仕出し)	最短 2:00 最長 144:00 平均 37:12	下痢、発熱、腹痛	サルモネラによる原料汚染、加熱不十分、能力以上の受注、調理済み食品の不適切な保管。営業停止8日間
H20	発 生 な し												
H21	発 生 な し												
H22	1月24日	能代市	48	14	0	不明(飲食店の食事)	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 13:00 最長 69:30 平均 46:45	嘔吐、下痢、腹痛	ノロウイルスによる食品汚染。営業停止5日
H23	発 生 な し												
H24	発 生 な し												
H25	1月14日	能代市	75	34	0	弁当	サルモネラ属菌	飲食店	体育館等	飲食店	最短 1:00 最長108:00 平均 42:27	発熱、腹痛、下痢	調理従事者から二次汚染。営業停止5日
H26	発 生 な し												
H27	1月23日	藤里町	62	28	0	会席料理	ノロウイルス	飲食店(旅館)	飲食店(旅館)	飲食店(旅館)	最短 4:00 最長62:00 平均 26:19	嘔吐、下痢	カキの生食、営業停止4日
	1月24日	能代市	334	28	0	会席料理	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 7:00 最長 50:00 平均 30:08	嘔吐、下痢	調理従事者から二次汚染。営業停止3日
H28	発 生 な し												
H29	発 生 な し												
H30	発 生 な し												
R1	5月3日	能代市	不明	1	0	不明	アニサキス	不明	不明	不明	不明	腹痛、嘔気	

過去15年間の合計	759	206	0
-----------	-----	-----	---

(7) 衛生教育実施状況

(令和2年3月31日現在)

対象 区分	営業者	消費者	その他	計	平成30年度	平成29年度	平成28年度
実施回数	10	2	4	16	17	20	12
受講者数	381	32	143	556	568	691	498

(8) 秋田県ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づく講習会修了者数及び営業届出施設数

(令和2年3月31日現在)

区分 人数	令和元年度			講習会修了者数累計			営業施設数			
	処理課程	販売課程	計	処理課程	販売課程	計	処理及び加工	調理	販売	施設数
受講者数	0	3	3	65	64	129				
届出施設数	1	2	3				12	14	25	41

※1 営業施設数の処理には、調理及び加工を含む。

※2 ふぐ講習会修了者数は、昭和60年度からの累計である。

6 化製場等

(1) 化製場等及び畜舎等許可施設数並びに死亡獣畜取扱場の利用状況

(令和2年3月31日現在)

区分 市町	化製場等				畜舎・家きん舎							死亡獣畜取扱場の利用状況					
	死亡獣畜 取扱場		化 製 場	計	牛	馬	豚	めん 山 羊	犬	鶏	計	牛	馬	豚	めん 山 羊	そ の 他	計
	埋却	焼却															
能代市	1			1					1		1						
藤里町	1			1											11		11
三種町	2			2								15	1			2	18
八峰町	1			1													
管内計	5			5					1		1	15	1		11	2	29
平成30年度	5			5					1		1	4	1		9		14
平成29年度	5			5					1		1	5			14		19
平成28年度	6			6					1		1	3			1		4

※ 畜舎及び家きん舎における動物の飼養等の許可は知事の権限が能代市を除く藤里町・三種町・八峰町に委譲されていることから、同町が許可、監視指導等を実施している。

(2) 死亡獣畜取扱場設置状況

(令和2年3月31日現在)

区 分	名 称	設置者	所 在 地
埋 却	能代市二ツ井町死亡獣畜埋却場	能代市長	能代市二ツ井町荷上場字愛ノ字82-2
〃	藤里町真土上岱死亡獣畜埋却場	藤里町長	藤里町粕毛字真土上岱131
〃	三種町死亡獣畜取扱場(琴丘)	三種町長	三種町上岩川字嶋の越13-1
〃	三種町死亡獣畜取扱場(八竜)	〃	能代市浅内字砂山17-1
〃	八峰町死亡獣畜埋却場	八峰町長	八峰町八森字家ノ後1-3

7 狂犬病予防業務

犬の所有者は生涯一回の登録(平成7年4月1日から施行)と年1回の狂犬病予防注射の実施が狂犬病予防法によって義務づけられている。一方、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例によって犬の放し飼いが禁止されており、咬傷事故による被害を発生させることのないよう取締りと適正飼養の啓発に努めてきたところである。

(1) 狂犬病予防業務等実施状況

(令和2年3月31日現在)

市町 区分		能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	平成30年度	平成29年度	平成28年度	
登 録 状 況	登録頭数(期間 末原簿総数)		1,675	144	656	286	2,761	2,925	3,011	3,151
	登録申請頭数		90	12	25	10	137	169	152	153
	鑑札再交付数		3		0		3	4	6	7
	犬死亡届等件数		183	10	84	47	324	262	276	270
	犬 変の 更所 届在 地	県外から 移動	21		3		24	13	12	13
		県外への 移動	10		5	2	17	4	21	7
		県内での 移動	28	3	13	8	52	17	22	28
	所有者の氏名・ 住所変更届		7		1	1	9	21	13	19
	所有者の変更届		1	1			2	11	6	12
狂 犬 病 予 防 注 射 済 票 交 付	集合注射		555	75	260	105	995	1,110	1,171	1,265
	個別注射		768	40	234	100	1,142	1,197	1,199	1,212
	小 計		1,323	115	494	205	2,137	2,307	2,370	2,477
	注射済票再交付		0	0	1	0	1	0		

※ 「犬死亡届等件数」については、行方不明及び保健所からの削除依頼分を含む。

(2) 犬に関する被害・苦情等の届出状況

(令和2年3月31日現在)

市町 区分			能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	平成30年度	平成29年度	平成28年度
苦情届出件数	一般苦情	野 犬 ・ 放 飼 い	18	11		2	31	29	25	19
		け い 留 の 方 法						3		
		な き 声 等	1		1		2	12	3	2
		そ の 他						1	3	3
		小 計	19	11	1	2	33	45	31	24
	衛生上の苦情	脱 糞 ・ 排 尿	1	2			3	2	1	2
		悪 臭						1		
		脱 毛								
		そ の 他								
		小 計	1	2			3	3	1	2
	計		20	13	1	2	36	48	32	26
被害届出件数	人 の 咬 傷	1				1	3	2	5	
	非咬傷被害者	1				1				
	家畜等の被害						1			
	農地等の被害									
	そ の 他	1				1				
	計	3				3	4	2	5	
合 計			23	13	1	2	39	50	34	31

(3) 犬による危害防止業務実施状況

市町 区分			能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	平成30年度	平成29年度	平成28年度
抑留頭数	捕 獲 ・ 拾 得		5	12			17	23	30	20
	引 取 り				1	1	2	4	5	8
	計		5	12	1	1	19	27	35	28
処分頭数	飼 い 主 返 還		2				2	12	6	6
	セ ン タ ー 搬 送		※ 3	12	1	1	17	17	27	22
	計		5	12	1	1	19	29	33	28
薬殺	実 施 地 区 数									
	薬 殺 頭 数									
行政指導	指 示 書 交 付		3	1			4	3		2
	説 諭		4				4	8		4
	始 末 書 等		5				5	13	5	3
	措 置 命 令									
	告 発									